

■ 研究活動における不正行為等に関する通報窓口について

研究活動における不正行為等が発生するおそれ、または、すでに発生してしまった場合の通報窓口です。

1. 通報窓口

神奈川工科大学 監査室

2. 通報の受付方法

- ①電話・電子メール、FAX、書面または面会により受け付けています。
- ②通報者からの情報を正確に把握し、迅速に対応するため、通報の際は以下より通報書の様式をダウンロードの上ご使用ください。

[Word形式](#) [PDF形式](#)

- ③受付時間：9：00～16：00

- ただし、土・日・祝日および年末年始、その他休業の期間は業務を行っておりません。

3. 書面送付先等

〒243-0292 神奈川県厚木市下荻野 1030

学校法人 幾徳学園・神奈川工科大学 監査室

なお、封書表面に「通報」と明記してください。

【監査室】TEL： 046-241-1214

FAX： 046-241-6828

E-mail： tsuuhou@kait.jp（専用アドレス）

4. 注意事項

- ①通報にあたっては、通報者の氏名、所属および連絡先等を記入してください。
(顕名での通報を原則とし、匿名の場合、調査を十分に行うことができない可能性があります。)
- ②通報の内容は、神奈川工科大学において、通報対象の事実が生じていることを具体的に記述してください。
- ③通報内容を把握するため、担当者から連絡させていただくことがあります。
- ④通報に関する秘密は、「学校法人 幾徳学園・神奈川工科大学 個人情報保護規程」により守られます。また、通報者を保護すべき必要がある場合は「学校法人幾徳学園 公益通報規程」に準じ、通報者を保護いたします。
- ⑤調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等を行う場合があります。
- ⑥調査による結論が出るまで、通報に関する内容等を正当な理由なく他に漏らさないでください。